

第二十五條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

第二十六條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

第二十七條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

第二十八條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

第二十九條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

第三十條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

第三十一條 本會は、加盟國體の申請を受理し、其の申請が本會の宗旨に適合し、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。但し、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、且つ、その國體が、我が國の利益に資するものたることを認め、之を加盟國體とす。

財團法人協同會大阪支所

第二十九條 新ニ本會議ニ加盟ヲ申込ミタル國體又ハ加盟國體ニシテ、加盟ヲ推薦セムトスル國體アル場合ハ、執行委員會ハ之ヲ加盟國體ヨリ一名宛選出セル、詮衡委員會ニ附議シ、三分ノ二以上、決定ヲ以テ、ソノ加盟ヲ承認スルモノトス。

第三十條 本會議ヲ退退セムトスル國體ハ、二ヶ月前ニ、其旨ヲ執行委員會ニ届ケ出ゾベシ。執行委員會ハ、コノ届出ヲ評議員會ニ附議シ、ソノ決定ヲ求ムベシ。

第三十一條 加盟國體ニシテ、左ノ一ニ該當スルモノアルトキハ、大會又ハ評議員會ノ決定ニ依リコレヲ除名ス。

(1) 本規約第二條規定ノ主義方針ニ背反スル行動ヲ爲スモノ
 (2) 本會議ノ名譽ヲ汚損スル行為アルモノ